

9 完納奨励金取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場の卸売業者が交付する完納奨励金（奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」という。）第71条に規定する完納奨励金をいう。）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 完納奨励金の範囲

「完納奨励金」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 卸売業者が卸売代金の支払期限内の完納を奨励する目的をもって交付する交付金（以下「歩戻し金」という。）
- (2) 卸売業者が卸売代金の支払に関する連帯保証その他の信用保証制度の維持確立の目的をもって交付する交付金（以下「支払保証料」という。）
- (3) 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者の売買代金の支払等を行う代払制度その他の合理的な決済制度の円滑な運営維持の目的をもって交付する交付金（代払事務費を含む。以下「代払制度維持費」という。）

2 年間支出累計限度及び交付率

卸売業者ごとの完納奨励金の年間支出累計限度及び個々の仲卸業者又は売買参加者に対する完納奨励金の交付率は、次のとおりとする。

(1) 青果部

年間支出累計限度額	年間総取扱金額の1000分の10以内
完納奨励金の交付率	1000分の10以内

(2) 水産物部

年間支出累計限度額	年間総取扱金額の1000分の4.2以内
完納奨励金の交付率	1000分の4.2以内

3 完納奨励金の交付報告

卸売業者は、完納奨励金を交付したときは、その日の属する月の翌月の10日までに完納奨励金交付報告書（別記様式）を場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成29年5月1日から実施する。